

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

## 評価実施機関名

筑西市長

## 公表日

令和5年7月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>「地方税法(昭和25年法律第226号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、住民税の当初課税、異動、照会や通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務において取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①課税原票の照会</li><li>②住民税課税情報の照会</li><li>③課税データ、給与所得者の異動届の入力</li><li>④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書の出力</li><li>⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知</li><li>⑥扶養是正等に係る通知及び所得照会</li><li>⑦住登外課税に係る通知及び所得照会</li><li>⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 住民税システム</li><li>2. 申告受付支援システム</li><li>3. 地方税電子申告支援サービス(eL-TAXシステム)</li><li>4. 団体内統合宛名システム</li><li>5. 中間サーバ</li><li>6. 課税資料イメージ管理システム</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ul style="list-style-type: none"><li>(1)住民税課税台帳ファイル</li><li>(2)申告受付情報ファイル</li><li>(3)地方税電子申告情報ファイル</li><li>(4)国税連携情報ファイル</li><li>(5)年金特徴情報ファイル</li><li>(6)宛名情報ファイル</li><li>(7)課税原票イメージファイル</li></ul>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第一の第16の項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の27の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第20条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項 並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	財務部 市民税課 市民税係
②所属長の役職名	市民税課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	財務部 市民税課 市民税係
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	財務部 市民税課 市民税係

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	I 4. ②	【前略】120の各項 ※8の項、117の項は平成31年10月1日施行予定	【前略】120の各項	事後	法令改正による変更
令和3年6月29日	I 4. ②	■情報照会の根拠 番号法第19条7号	■情報照会の根拠 番号法第19条8号	事前	法令改正による変更
令和3年6月4日	I 4. ②	■情報提供の根拠 (前略)第50条	削除	事後	法令改正による変更
令和3年6月4日	I 4. ②	■情報提供の根拠 (前略)第59条の2	削除	事後	法令改正による変更
令和3年6月4日	I 4. ②	-	■情報照会の根拠 (前略)第59条の2の2 (追加)	事後	法令改正による変更
令和3年6月4日	I 4. ②	-	■情報照会の根拠 (前略)第59条の2の3 (追加)	事後	法令改正による変更
令和4年11月7日	I 5. ①	財務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税グループ	事後	組織改編による変更
令和4年11月7日	I 7.	財務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税グループ	事後	組織改編による変更
令和4年11月7日	I 8.	財務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税グループ	事後	組織改編による変更
令和4年11月7日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和4年11月7日 時点		
令和4年11月7日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和4年11月7日 時点		
令和5年6月23日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年7月7日	I 2.	-	(7)課税原票イメージファイル (追加)	事後	
令和5年7月7日	I 4. ②	■情報提供の根拠 (前略)第31条の2	削除	事後	法令改正による変更
令和5年7月7日	I 4. ②	■情報提供の根拠 (前略)第44条の2	削除	事後	法令改正による変更
令和5年7月7日	I 4. ②	-	■情報照会の根拠 (前略) 30,121 (追加)	事後	法令改正による変更
令和5年7月7日	I 4. ②	-	■情報照会の根拠 (前略)第31条の2の2 (追加)	事後	法令改正による変更
令和5年7月7日	I 4. ②	-	■情報照会の根拠 (前略)第39条の2 (追加)	事後	法令改正による変更
令和5年7月7日	I 4. ②	-	■情報照会の根拠 (前略)第44条の5 (追加)	事後	法令改正による変更
令和5年7月7日	I 4. ②	-	■情報照会の根拠 (前略)第59条の4 (追加)	事後	法令改正による変更
令和5年7月7日	I 5. ①	財務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税係	事後	組織改編による変更
令和5年7月7日	I 7.	財務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税係	事後	組織改編による変更
令和5年7月7日	I 8.	財務部 市民税課 市民税グループ	財務部 市民税課 市民税係	事後	組織改編による変更